

## 「Go To トラベル」 ロゴマーク使用ガイドライン

### 第1条 目的

1. 「Go To トラベル」事業は、新型コロナウイルス感染症の発生直後より、宿泊業・旅行業のみならず、貸切バス・ハイヤー・タクシー・レンタカー・フェリー・飲食業や物品販売業などを含めた観光産業全体が大変深刻な影響を受けていることを踏まえ、感染拡大により失われた観光客の流れを地域に取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域における経済の好循環を創出するとともに、ウィズコロナの時代における「安全で安心な新しい旅のスタイル」を普及・定着しようとするものです。
2. 「Go To トラベル ロゴマーク使用ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）は、上記の目的を達成するために、「Go To トラベル」事業のロゴマーク等を使用するに際して、遵守すべき事項をまとめたものです。

### 第2条 定義

本ガイドラインで規定する「Go To トラベル ロゴマーク」とは、別表1に定めるロゴマークです。

### 第3条 管理者

「Go To トラベル ロゴマーク」の管理者および著作権者は、Go To トラベル事業事務局（以下「事務局」という。）です。

### 第4条 使用適用者

「Go To トラベル ロゴマーク」を使用できるのは、「Go To トラベル」事業の趣旨に賛同し、本ガイドラインの全ての内容に同意する者です。

### 第5条 使用承認について

「Go To トラベル ロゴマーク」の使用に際して、第7条に定める場合を除き、「Go To トラベル」事業に関する取組に使用するものであれば、管理者及び著作権者である事務局の承認は必要ありません。

### 第6条 報告

「Go To トラベル ロゴマーク」の使用者は、事務局が求めるときは、必要な資料を提出するなど、使用内容を報告することとします。

### 第7条 不正使用等の場合

1. 「Go To トラベル ロゴマーク」について、次に掲げる事項のいずれかに該当する行為が判明した場合は、「Go To トラベル ロゴマーク」の使用はできません。  
(1) 本ガイドラインに違反した場合、またはその疑いがあり、事務局からの是正指示に応じ

ないとき

- (2) 使用内容が「Go To トラベル」事業の趣旨と著しく異なるとき
- (3) 使用者が「Go To トラベル」事業の信用を傷つける行為を行ったとき
- (4) 使用者が「Go To トラベル ロゴマーク」を使用した取組について、安全上及び衛生上適切な措置を講じなかったとき
- (5) 公序良俗に反するとき

2. 上記不正使用等の場合は、ロゴマークの画像データを速やかに破棄し、いかなる理由があろうとも保存、開示、利用または譲渡することはできません。

#### 第8条 ガイドラインの変更

本ガイドラインは、事務局により、事前の通知なく変更される場合があります。